

省エネルギー対策・改修タイプの補助要件について

令和 5 年度から、エネファーム、エコキュート等、防災・レジリエンス性でも補助対象となる高効率給湯器(以下、エネファーム等と略)を、省エネルギー対策・改修タイプを用いて計上する場合の要件を、以下の通り明確化します。

【主な変更点】

- ①エネファーム等の工事だけでは、エネファーム等を特定性能向上工事として計上できません。  
改修タイプでは、以下の状態から評価基準を満たすリフォームを行う場合、昨年度までと同様にエネファーム等の工事費を、特定性能向上工事として、計上することができます。
  - ・対象とする居室の開口部・躯体の断熱性等が評価基準に満たない状態かつ
  - ・給湯器がエネファーム等ではない状態
- ②リフォーム前に既に評価基準を満たしている状態から、リフォーム後に ZEH 水準まで断熱性等を向上させる工事は特定性能向上工事として計上することができます。

改修タイプ B・C で、エネファーム等がどんな場合に、どの補助区分になるかを具体的に示すと、

リフォーム前		→	リフォーム後		エネファーム等の補助区分
給湯器	対象開口部		給湯器	対象開口部	
在来給湯器	評価基準未満		エネファーム等	評価基準適合	特定・上限無
在来給湯器	評価基準適合				その他・上限有 (※)
エネファーム等	評価基準未満				その他・上限有 (※)
在来給湯器	評価基準適合			ZEH 基準適合	特定・上限無

※その他・上限有の場合、エネファーム等の工事は、その他性能向上工事となり、補助額上限が 15 万円になります。

開口部の断熱化工事については、以下の通り補助対象になります。

- 特定性能向上工事（工事の範囲はいずれも室単位）
  - ・評価基準に満たない状態から評価基準適合する工事
  - ・リフォーム前に開口部が評価基準を満たしている状態から、リフォーム後に ZEH 水準まで断熱性等を向上させる工事
- その他性能向上工事
  - ・リフォーム前に開口部が評価基準を満たしている状態から、リフォーム後に ZEH 水準には満たないが、断熱性等を向上させる工事
  - ・評価基準に満たない状態から評価基準適合する工事で、工事の範囲が室の全部ではないもの

この明確化は、防災・レジリエンス性向上工事において、補助額の上限が設定されたことに伴う変更です。